

# 入札契約制度等に係る意見書

## ( 添付資料 )

熊本県入札監視委員会

平成30年3月

【 意 見 1 】

総合評価落札方式について

総合評価落札方式とは、応札した業者を価格面と技術面の2要素から評価する仕組みである。具体的には、価格点と技術点という質の異なる二つの数値から総合点を算出し、総合点の最も高い業者が落札する。当初、総合評価落札方式は、平成17年度から試行的に大規模工事から適用されていたが、現在は、原則3千万以上の一般競争入札において適用され、発注側（行政）も応札側（業者）もこの方式について経験を積みつつある。

当委員会においても、建設分野に限ってではあるが、総合評価落札方式による工事案件を審議の対象とすることが増えてきた。そして、議論をする中で、この方式による「公共工事の品質の確保」という長所を理解しつつも、主な論点（潜在的な問題点）を指摘する。

第一に、技術力の審査の方法である。計画書の書面だけで技術力を審査できているのか、また、計画書の作成に習熟した業者が有利になっていないかなどの懸念がある。

第二に、当初に比べて各業者の技術点が接近する事例も見受けられるなど、このような事例が更に顕著になれば、価格点と技術点の2要素で評価することで工事情質の確保を図るという目的自体が曖昧になる懸念がある。

現時点では、まだ経験総数が十分に多いとはいえなため、早急に現行方式を見直す時期ではないだろう。しかし、今後、このような課題等を踏まえ、現行方式のメリット、デメリットについて継続的に検証を行い、必要があれば適宜改善に取り組むことを期待したい。

【 検 証 】

(1) 「計画書の書面だけで技術力を審査できているのかの懸念」について

提出された施工計画書の評価において、品質向上や安全確保の視点から本質的な内容を評価しており、さらに工事発注担当課と土木技術管理課、審査会、学識経験者の意見聴取の三段階で評価内容を確認することで、適切な評価ができるよう努めている。

また、施工計画書の他に、企業と技術者の施工実績や経験、工事成績評定点なども評価しており、施工計画書だけで技術力を審査することはない仕組みになっている。

今後も施工計画書の内容やその評価結果等を検証し、適切な施工計画の評価となるよう取り組んで行くこととしている。

(2) 「計画書の作成に習熟した業者が有利になっていないかの懸念について」について

施工計画書の提出を求める基本型での入札は、平成27年度が5件、平成28年度が10件であり、有利になっているか否かの分析には今のところ事例が少ないところである。

なお、応札企業が施工計画の評価の有無を知り得ると、同様の評価項目を設定した入札案件で、同じ提案によって確実に得点できるため、評価項目個別の提案内容及び評価の有無は公開していない。

また、施工計画を提出した経験のある企業は、その施工計画が評価されたか否かを検討することで、初めて施工計画書を提出する企業よりも評価が取り易くなることは考えられる。

このため、広く企業に対して、毎年、総合評価落札方式ガイドラインの公表と説明会を実施し、施工計画書の作成方法の周知を行うことで、より適切な提案が行えるよう配慮している。【表 1 参照】

### (3) 「各業者の技術点が接近することで、工事情質の確保を図るという目的自体が曖昧になる懸念」について

技術評価点の近接状況については、平成 27 年度は最高点と最低点の差がない事例はなく、その差が概ね 2.5～10.0 点、平成 28 年度も最高点と最低点の差がない事例はなく、その差が概ね 2.5～7.5 点の事例が多い状況となっており、技術評定点の 1 点差は入札金額では 1% 強の差となる。現在のところ、総合評価落札方式の本来の目的が損なわれるような状態には至っていないと考えているが、継続して得点差等の検証は行っていく。【表 2 参照】

なお、技術点の接近を是正する方法としては、次のような対応が考えられる。

- ・ 同種工事の施工実績における、対象工事の規模について、現在の「2 千 5 百万円以上」をさらに大きな金額にする。
- ・ 対象工事の期間について、評価について現在では「過去 10 年間」を短くする。
- ・ 工事成績評定点の平均点の評価について、1 点当たりの評価点「0.3 点」を引き上げる。

※その他の評価項目についても同様な対応をすることが考えられる。

### (4) 「現行の総合評価落札方式のメリット、デメリット及び継続的な検証」について

総合評価落札方式と価格競争方式における工事完成の品質を表す指標である工事成績評定点を比較すると、その平均点の差は平成 27 年度では 3.7 点、平成 28 年度では 3.4 点と総合評価落札方式が高く、総合評価落札方式によって一定の品質向上の効果があると考えている。

一方、デメリットとして、一般的に手続等に労力や日数を要することが挙げられる。なお、熊本地震からの復旧・復興工事を早期に進めるために、総合評価落札方式の対象を 3 千万円以上から一部を 7 千万円以上にすることや、施工計画を求めない簡易型適用を拡大し受発注者の負担軽減を行ったところ。

公共工事の入札は、工事目的物の品質を確保しつつ、価格競争による経済性も重要な観点であるが、一方では過度な価格競争やダンピングは避けなければならない。

一昨年からの熊本地震の復旧・復興工事に伴う不調・不落の多発や、災害関連工事等への特別な型式の適用など、現行の総合評価落札方式について評価することは難しい状況にあるが、引き続き総合評価落札方式の検証を継続し、改善に取り組んで行く。

【表1】企業への総合評価落札方式説明会実施状況

毎年、総合評価落札方式改定時に、公表している「熊本県土木部建設工事総合評価落札方式ガイドラン」等を用いて、企業への説明会を地域毎に実施し、施工計画書の作成方法について周知を図っている。

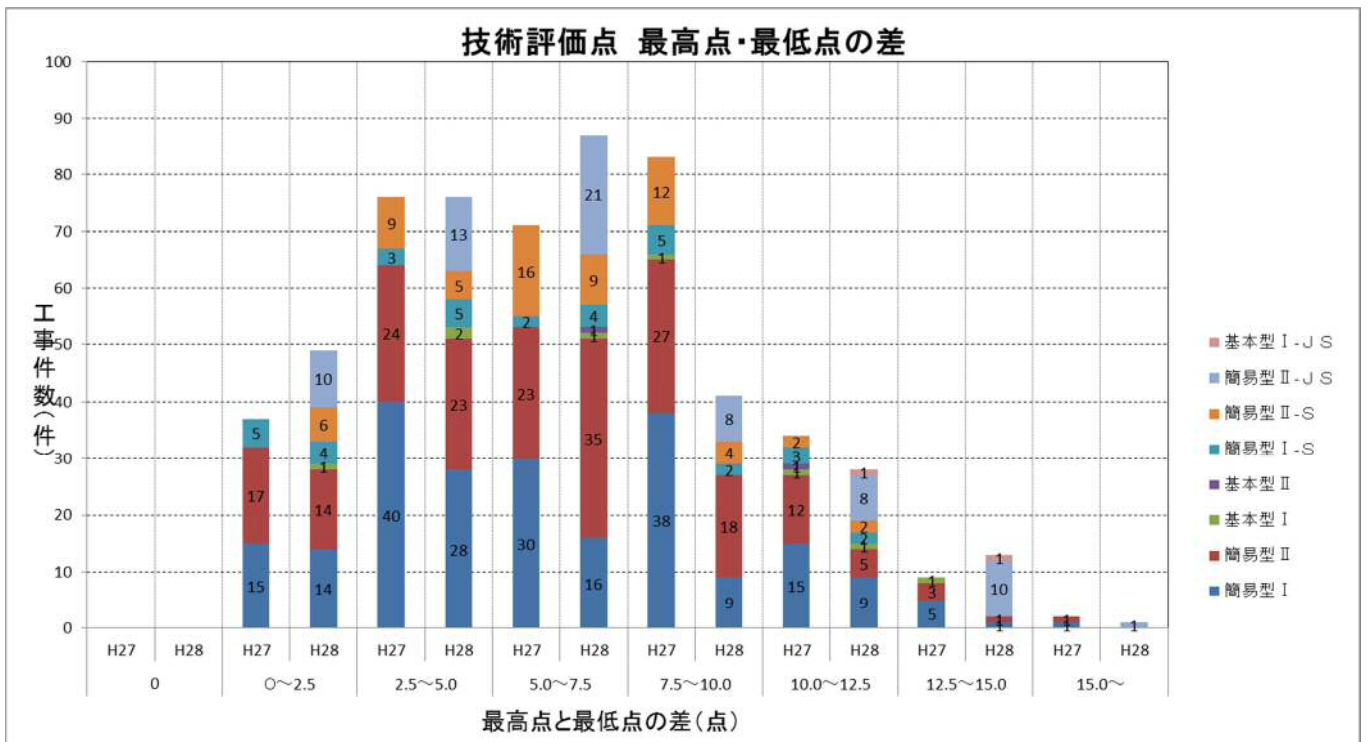
＜平成28年度の実績＞

開催日	対象管内	会場
5月24日	熊本、宇城、上益城	熊本県民交流館パレアホール
5月25日	玉名、鹿本、菊池、阿蘇	大津町文化ホール
5月26日	八代、芦北、球磨	やつしろハーモニーホール
5月30日	天草	上天草市アロマホール

【表2】落札工事毎の技術評定点（加算点）の最高と最低の差

※簡易型Iの配点は他型式の1/2であり、他の型式と比較のため点数を2倍にして集計。

平成27、28年度		最高点と最低点の差														合計			
得点差	年度	0		0~2.5		2.5~5.0		5.0~7.5		7.5~10.0		10.0~12.5		12.5~15.0		15.0~			
		H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28
簡易型I				15	14	40	28	30	16	38	9	15	9	5	1	1		144	77
簡易型II				17	14	24	23	23	35	27	18	12	5	3	1	1		107	96
基本型I					1		2		1	1		1	1	1				3	5
基本型II									1			1						1	1
簡易型I-S				5	4	3	5	2	4	5	2	3	2					18	17
簡易型II-S					6	9	5	16	9	12	4	2	2					39	26
簡易型II-JS					10		13		21		8		8		10		1	0	71
基本型I-JS													1		1			0	2
合計				37	49	76	76	71	87	83	41	34	28	9	13	2	1	312	295



## 【 意 見 2 】

### 最低制限価格の設定について

最低制限価格という仕組みは、ダンピングを防止して工事の品質を確保する目的で導入され、実際にその機能を果たしてきていると思われる。

しかし、稀なケースではあるが、指名競争入札において、10者中9者が最低制限価格を下回って失格となった。通常、当初から1者入札の場合は入札を取り止めるが、失格による場合の入札は有効である。予定価格と同額で応札した場合でも落札者となるケースがあった。この場合、10者のうち数者が失格になるようなケースはこれまでしばしば発生していたが、上記のような極端な例は、ダンピング防止という本来の目的から離れ、結果的に競争性の観点から課題ではないかと考えられる。

今後も上記のような極端なケースが増えていくかどうか、注視していくことが必要と考える。それとともに、現行の最低制限価格という仕組みの妥当性を検証する必要がある。

## 【 検 証 】

### (1) 極端な入札ケースの増加の有無

平成26年度から平成29年度12月末現在までに行った一般競争入札及び指名競争入札において、落札者以外が失格等（無効・辞退を含む）となった極端なケースは、全体の約1%の発生率で推移しており、増えている状況にはないが、引き続き注視していく。【表3参照】

### (2) 現行の最低制限価格の仕組みの妥当性

最低制限価格制度は、低入札価格調査制度と比べ、一律に価格による失格の判断を行うことから落札者決定までに要する時間の短縮や、受発注者の事務負担軽減に資する制度である。今回の熊本地震等に伴う災害関連工事等の迅速な発注には、一定の効果があったと考える。

現在、本県では5億円以上の工事を対象に低入札価格調査制度を適用しているが、全国的には、約7割の都道府県で5億円未満の工事にも適用していること、また、総合評価方式においては約8割の都道府県で適用していることから、適用範囲の拡大については、今後の検討課題と考える。【表4参照】

【表3】落札者以外が失格等となった件数（農林水産部・土木部）

年度	執行方法	発注件数 (A)	落札者以外が失格 等になった件数 (B)	割合 (B)/(A)
平成26年度	一般競争入札	601	2	0.33%
	指名競争入札	1,904	9	0.47%
	合計	2,505	11	0.44%
平成27年度	一般競争入札	507	3	0.59%
	指名競争入札	1,908	8	0.42%
	合計	2,415	11	0.46%
平成28年度	一般競争入札	486	6	1.23%
	指名競争入札	2,132	4	0.19%
	合計	2,618	10	0.38%
平成29年度 (12月末現在)	一般競争入札	403	7	1.74%
	指名競争入札	1,077	4	0.37%
	合計	1,480	11	0.74%

【表4】各都道府県の低入札価格調査制度の適用状況

(注) 熊本県は5億円以上の工事に適用している。

適用範囲	総合評価方式以外 (都道府県数)	総合評価方式 (都道府県数)
1千万円未満	6	5
1千万円以上～	5	15
5千万円以上～	約7割 7	約8割 10
1億円以上～	9	5
3億円以上～	5	4
5億円以上～	2	2
WTO(24.7億円以上)	8	6
合計	42	47

※出典：平成29年12月「低入札価格調査制度等に関する調査」島根県調査

【参考】

○ 最低制限価格制度

あらかじめ最低制限価格を設けたうえで、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度。

○ 低入札価格調査制度

最低の価格をもって申込みをした者の価格では、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合に、最低価格の入札者を落札者とせず、次に低い価格で申込みをした者を落札者とする制度。

### 【 意 見 3 】

#### 透明で公平な入札制度の確立について

指名競争入札において、入札金額に一定の規則性がみられるなど不自然で、事前に何らかの談合がなされたのではないかと疑念を持たれるケースが見受けられる。

熊本県の現行方式において、談合情報が寄せられた場合は、必要に応じて入札を中止し、再入札を行うなど必要な措置を講じることになっているが、不自然さが感じられる入札の場合は、具体的なルールが定められていないため入札を中止するような措置はとられていない。

入札の不自然さを判断することは難しいことではあるが、他県等では、不自然と慮される入札についても談合が疑われる案件として入札の中止などの措置を取っている。

本県においても入札時において談合が十分に疑われる案件の例として、入札の不自然さを追加することが適当であるかどうか、検討する必要がある。

### 【 検 証 】

入札談合に関しては、談合情報が寄せられた場合のほか、入札の際に入札書とともに提出される工事費内訳書の確認において談合の疑いがないかを確認しており、工事費内訳書が他の入札参加者との同一性がある場合など、不自然さが感じられる場合には、入札を中止する措置を取っている。【表5参照】

ただし、入札金額については、それぞれの応札者が積算した結果であり、入札金額が一定の差であるなど規則性が見受けられたとしても、そのことをもって不自然な入札と判断することは難しいと思われる。今後とも、工事費内訳書や施工計画書の同一性、類似性を調査し、談合が疑われる場合には入札を中止する措置を取るなど、公正な入札制度の運用に取り組む。



【表5】工事費内訳書の確認において不自然な入札と疑われた事例

発注機関	執行方法	工事名	入札(開札)日	情報の内容	県の対応
阿蘇地域振興局	一般競争入札	黒川河川激甚災害対策特別緊急(小倉遊水地周囲堤4)工事	平成28年8月24日	平成28年8月24日(水)午前9時、電子入札により開札を実施したところ5社(A、B、C、D、E)から入札があり、このうち、A社が提出した工事内訳書にB社の記名がある工事内訳書が添付されていた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 談合情報処理要領に基づき公正入札調査委員会にて審議した結果、入札を公正に執行することができないと認められたことから、入札を取りやめることを決定。</li> <li>・ 談合情報に関する資料を、公正取引委員会及び県警察本部へ提供。</li> </ul>
阿蘇地域振興局	一般競争入札	黒川河川激甚災害対策特別緊急(輪中堤3調整池2)工事	平成28年8月24日	平成28年8月24日(水)午前9時、電子入札により開札を実施したところ4社(A、C、D、F)から入札があり、このうち、A社が提出した工事内訳書に前述のB社の記名がある「小倉遊水地周囲堤4」の工事内訳書が添付されていた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 談合情報処理要領に基づき公正入札調査委員会にて審議した結果、入札を公正に執行することができないと認められたことから、入札を取りやめることを決定。</li> <li>・ 談合情報に関する資料を、公正取引委員会及び県警察本部へ提供。</li> </ul>
監理課	一般競争入札	芦北総合庁舎昇降機等改修工事 他合併	平成29年10月26日	平成29年10月26日午前10時、電子入札により開札を実施し、工事費内訳書について事業課である営繕課で確認を行ったところ、入札参加者2社(A社、B社)の工事費内訳書の直接工事費の種目、科目、中科目の金額が全て円単位まで同額であり、入札に不自然さが感じられた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 談合情報処理要領に基づき公正入札調査委員会を設置し、2社への事情聴取及び委員会での審議を行った結果、工事費内訳書の不自然さがあり、入札を取りやめることを決定。</li> <li>・ 談合情報に関する資料を、公正取引委員会及び県警察本部へ提供。</li> </ul>

【参考】談合情報等の推移

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
0 (0%)	0 (0%)	8 (0.28%)	5 (0.20%)	6 (0.21%)	5 (0.18%)	2 (0.08%)	5 (0.17%)	3 (0.11%)	1 (0.04%)	4 (0.17%)	2 (0.08%)	1

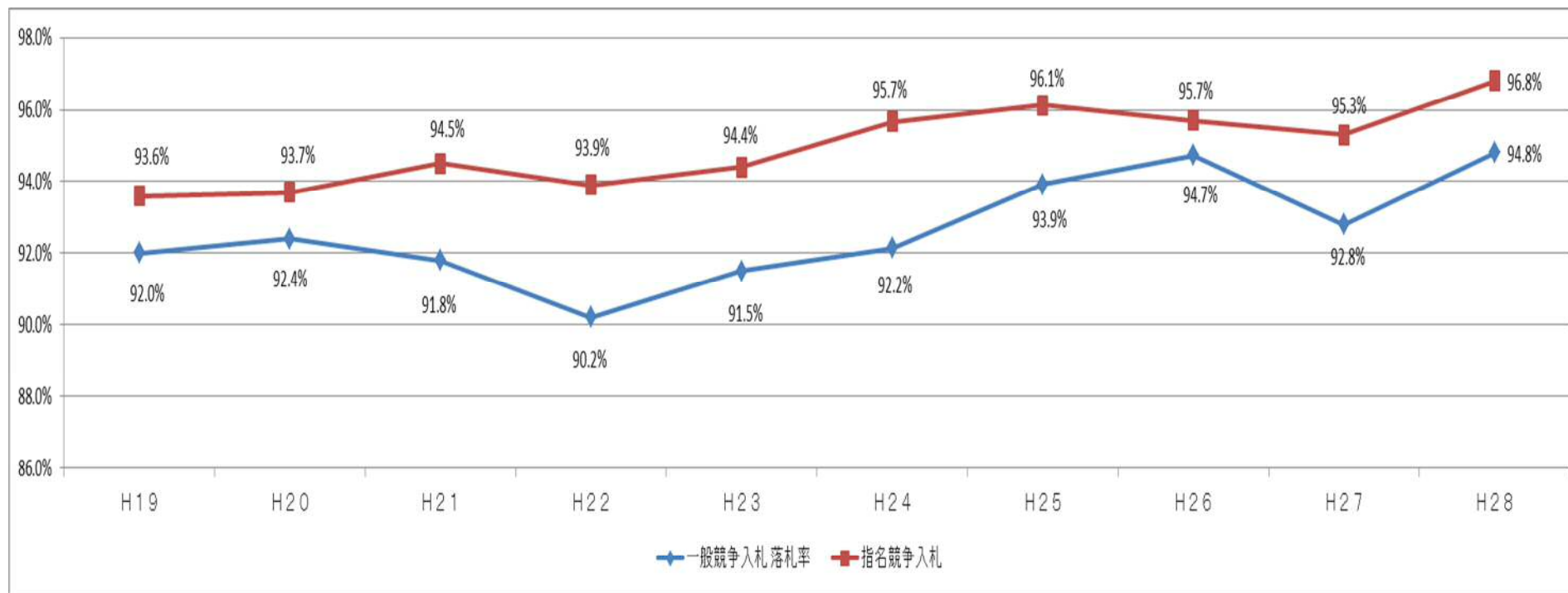
※( )は発注件数に対する談合情報件数の割合



## 県の平均落札率の推移と入札契約制度等の主な動き

- ・ 一般競争入札及び指名競争入札の落札率の推移は、平成18年度以降数次にわたる条件付一般競争入札対象工事の拡大により低下してきたものの、数次にわたる最低制限価格の引上げや、平成24年7月に発生した熊本広域大水害の復旧・復興関連予算及び経済対策関連予算による県内発注工事の増加等により上昇傾向にある。
- ・ 特に、平成28年4月に発生した熊本地震の影響により、復旧・復興関連の県内発注工事が大幅に増加し、入札の不調・不落が多数発生する中、平成28年度は高い落札率となっている。

### ○ 平均落札率の推移



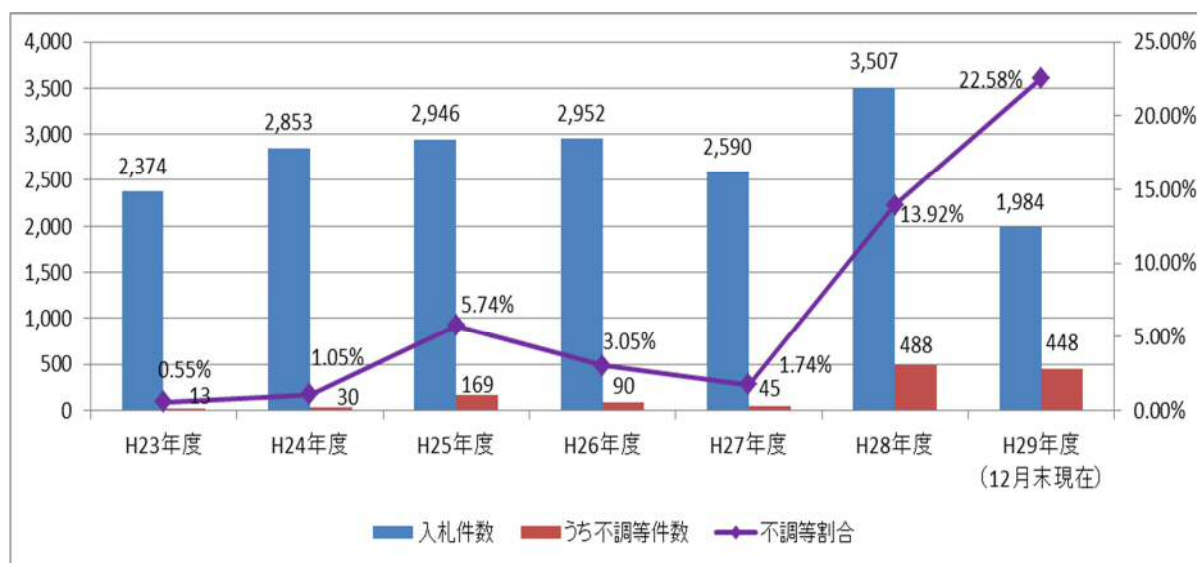
※契約日を基準とした農林水産部、土木部の落札率

### 入札の不調・不落発生状況等

- ・不調・不落の件数は、これまで数パーセントで推移していたが、熊本地震が発生した平成28年度は約14%と高くなっている。
- ・これは、熊本地震及びその後の梅雨前線豪雨等の復旧・復興工事の増加により、技術者不足等の人的要因から不調・不落が増加したものと推察される。
- ・平成29年度12月末現在では、約23%とさらに不調等の割合が高まっている。

#### ○ 不調等の状況（農林水産部・土木部）

（単位：件数）



※不調等とは、入札参加者がいないか又は1者の入札しかない「不調」と、全ての入札が最低制限価格を下回った（又は予定価格を上回った）又は無効の入札であった「不落」を合わせたもの。